第一種特例相続認定申請書（様式第８の３）の添付書類一覧表

添付書類一覧表の見かた

無色・・・必ず添付する書類
黄色・・・いずれかの群を必ず添付する書類
青色・・・該当する場合に限り添付する書類
緑色・・・該当する場合に限り、いずれかの群を添付する書類
根拠条文欄・・・施行規則第７条第７項の号番号を表しています。　〈例〉「1」→施行規則第７条第７項第１号

認定申請書（様式第８の３）	

添付書類			根拠条文	ﾁｪｯｸ
認定申請書（様式第８の３）の写し			柱書き	
相続認定申請基準日の定款の写し【認定申請日付けで原本証明】			1	
被相続人が代表者であった時の株主名簿（持分会社は定款）の写し【認定申請日付けで原本証明】			2	
相続開始の直前の株主名簿（持分会社は定款）の写し【認定申請日付けで原本証明】			2	
相続開始の時の株主名簿（持分会社は定款）の写し【認定申請日付けで原本証明】			2	
相続認定申請基準日の株主名簿の写し【認定申請日付けで原本証明】			2	
申請会社の履歴事項全部証明書※左記証明書に、先代経営者が代表者であった旨の記載がない場合は、先代経営者が代表者であった旨の記載がある閉鎖事項証明書も併せて添付			3	
遺言書の写し、遺産分割協議書の写しその他の当該株式の取得の事実を証する書類			4	
相続税の見込額を記載した書類（相続税の申告書第１表、第８の２表及びその付表、第11表等）			4	
従業員数証明書（表紙）			5	
健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し			11	
a 健康保険・厚生年金保険資格取得通知及び資格喪失通知の写し			11	
b 健康保険・厚生年金保険加入対象外の従業員の雇用契約書及び給与明細書の写し			11	
c 使用人兼務役員であることを証する書類			11	
A群	相続認定申請基準事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書、法人税申告書別表４）		6	
A群	相続認定申請基準事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）		6	
A群	d 相続認定申請基準事業年度末日における特別子会社の株主名簿（持分会社は定款）の写し		11	
A群	d 相続認定申請基準事業年度末日以降の履歴記載のある特別子会社の登記事項証明書		11	
A群	X群	相続認定申請基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度の特定資産明細表及び決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書、法人税申告書別表４）	11	
A群	X群	相続認定申請基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	11	
A群	X群	d 相続認定申請基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度末日における特別子会社の特別子会社の株主名簿（持分会社は定款）の写し	11	
A群	X群	d 相続認定申請基準事業年度末日の翌日からみて直前の特別子会社の事業年度末日以降の履歴記載のある特別子会社の特別子会社の登記事項証明書	11	
A群	X群	e 特別子会社所有の不動産を自ら使用していることを証する書類	11	
A群	X群	f 特別子会社所有の不動産の一部を自ら使用していることから、当該不動産の帳簿価格を合理的な方法で按分を行ったことを証する書類	11	
A群	X群	g 特別子会社所有の資産の売却価格を証する書類	11	
A群	Y群	特別子会社に関する従業員数証明書（表紙）	11	
A群	Y群	特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し	11	
A群	Y群	a 特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険資格取得通知及び資格喪失通知の写し	11	
A群	Y群	b 特別子会社に関する健康保険・厚生年金保険加入対象外の従業員の雇用契約書及び給与明細書の写し	11	
A群	Y群	c 特別子会社に関する使用人兼務役員であることを証する書類	11	
A群	Y群	相続開始の日前３年以内に終了した特別子会社の各事業年度及び相続認定申請基準事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表（固定資産台帳）、勘定科目内訳書）	11	

		相続開始の日前３年以内に終了した特別子会社の各事業年度及び相続認定申請基準事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	11	
		特別子会社の従業員が勤務する物件を所有または賃借していることを証する書類	11	
		相続開始の日まで引き続き３年以上にわたって特別子会社が業務を行っていることを証する書類	11	
	e	申請会社所有の不動産を自ら使用していることを証する書類	11	
	f	申請会社所有の不動産の一部を自ら使用していることから、当該不動産の帳簿価格を合理的な方法で按分を行ったことを証する書類	11	
	g	申請会社所有の資産の売却価格を証する書類	11	
B群		相続開始の日前３年以内に終了した各事業年度及び相続認定申請基準事業年度の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、減価償却明細表(固定資産台帳)、勘定科目内訳書）	6	
		相続開始の日前３年以内に終了した各事業年度及び相続認定申請基準事業年度の事業報告書（法人事業概況説明書で代用可）	6	
		従業員が勤務する物件を所有または賃借していることを証する書類	11	
		相続開始の日まで引き続き３年以上にわたって業務を行っていることを証する書類	11	
上場会社等または風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書			7	
特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書			8	
被相続人の除籍謄本			9	
経営承継相続人の戸籍謄本			9	
経営承継相続人の親族の戸籍謄本及び親族関係を証する戸籍謄本等			9	
特例承継計画又はその確認書（変更があった場合は、変更申請書又は変更後の確認書）の写し			10	
h		①被相続人が代表者であった時②相続の直前③相続開始の日④相続認定申請基準日の同族関係者に該当する法人の株主名簿(持分会社は定款)の写し【認定申請日付けで原本証明】※申請会社が原本証明	2	
h		相続開始の前後の記載のある同族関係者に該当する法人の登記事項証明書	11	
h		同族関係者に該当する法人の議決権を有する経営承継相続人の親族の戸籍謄本等	9,11	
事前確認を受けている場合は、その確認書（変更確認書を含む）の原本			10	
その他認定の参考となる書類（　　）			11	
認定書交付用の返信用封筒（角形２号封筒。返信先宛先明記。レターパック可）			－	

※登記事項証明書、戸籍謄本等は原本でご提出下さい。

※Ａ群及びＢ群については、Ａ群またはＢ群のいずれかの書類を添付してください。**ご不明な点はお問い合わせ下さい。**

Ａ群：相続認定申請基準事業年度の特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれにも該当しないことを証する場合

Ｂ群：次に掲げる①または②のいずれかに該当する場合

① 相続認定申請基準事業年度の特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれかまたは両方に該当するが、事業実態要件（施行規則第６条第２項）に適合することを証する場合

② 資産保有型会社・資産運用型会社に該当するか否かにかかわらず、事業実態要件に適合するため、相続認定申請基準事業年度の特定資産明細表の欄（１）から（３０）までの記載を省略する場合

a：期間中に当該通知書の交付を受けた場合

b：相続の開始の時において該当する者がいる場合

c：相続の開始の時において被保険者の中に使用人兼務役員がいる場合

d：特定資産明細表の「有価証券」の項目で「特別子会社の株式又は持分（(*2)を除く）」欄に記入をした場合

e：特定資産明細表の「不動産」の項目で「現に自ら使用しているもの」欄に記入をした場合

f：特定資産明細表の「不動産」の項目で、１つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入をした場合

g：期中に資産の売却があった場合

h：申請会社の議決権を有する同族関係者に法人が含まれる場合

※Ｘ群及びＹ群については、Ｘ群またはＹ群のいずれかの書類を添付してください

Ｘ群：Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれにも該当しないことを証する場合

Ｙ群：次に掲げる①または②のいずれかに該当する場合

① Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が特定資産明細表の判定において資産保有型会社・資産運用型会社のいずれかまたは両方に該当するが、事業実態要件（施行規則第６条第２項）に適合することを証する場合

② Ａ群の書類を添付すべき時にｄに該当した場合であって、当該特別子会社が資産保有型会社・資産運用型会社に該当するか否かにかかわらず、事業実態要件に適合することを証する場合